

与 縄 村

〔都 留 市〕

与縄村は、桂川の支流朝日川の下流部にあって、村の北側と南側には六〇〇〜八〇〇メートル級の山々がせまっている。集落は朝日川をはさんで北側と南側にあるが、北側の集落は「日向」・「上手」といい、南側の集落は「日影」という。日向・日影という地名は、日照の良否によってつけられた地名であるが、それらのうち「ひかげ」の地名はあるが、「日向」・「上手」という地名は村絵図上にはみられない。

与縄は現在、都留市の一大字を形成し、昭和五十五年国勢調査の世帯数・人口は、一一六世帯・四九〇人（男二四八・女二四二）である。

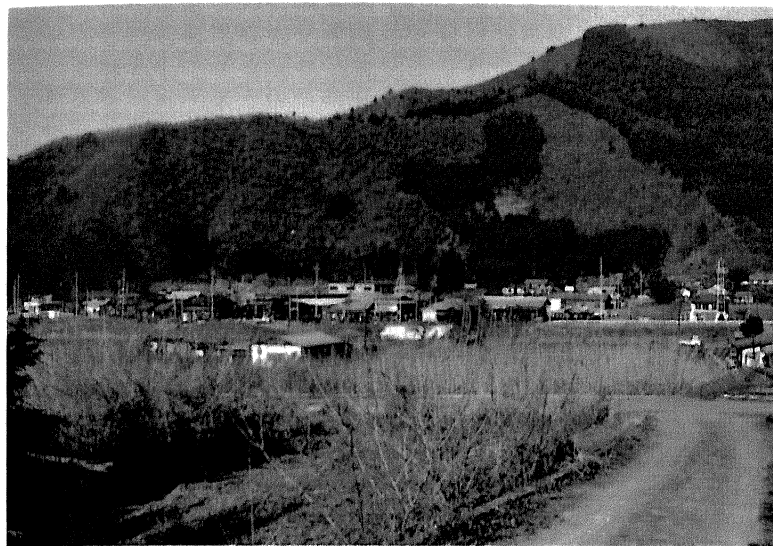
与縄村は、江戸時代の初めには朝日七郷の一つであったが、寛文九年（一六六九）の検地を契機にして分村した村である。

『甲斐国志』によると、与縄村は村高四八石一斗九升六合、戸数七五戸、人口三四一人（男一七一・女一七〇）、馬二五疋の村であった。そして、村境について同書は、東は「御影口・馬場村」と境、西は井倉村と境、南は「大窪・初沢並ニ戸沢」と境、北は「大平山ヨリ朝日小沢村」に境うと記し、村域は「東西凡ソ十五町（一・六三五キロメートル）、南北凡三〇町（三・二七キロメートル）」としている。

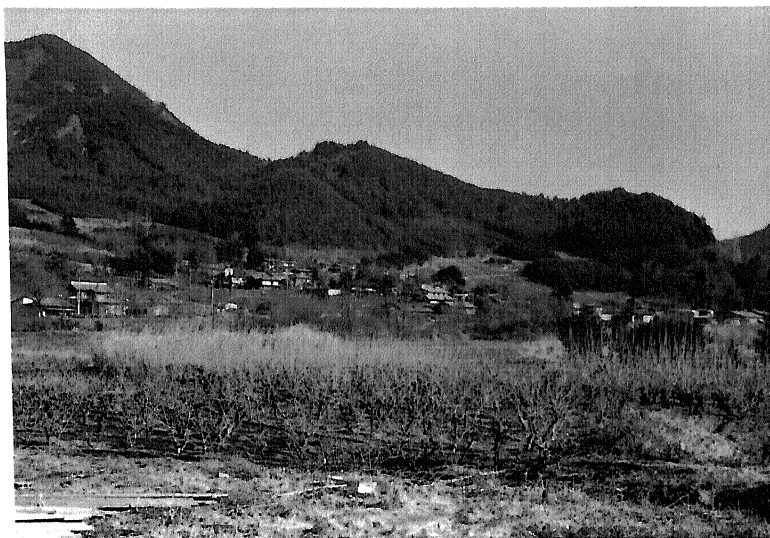
この村絵図は、与縄村から代官所に提出された天明四年（一七八四）七月のものであるが、これは、山の利用状況や大豆場（焼畑などに利用している山）の位置、そして、山や耕地の入組状況、耕地の状態などに主眼がおかれて描かれている。こうしたことから、この村絵図は、代官が村の様子を把握し、村から諸種の年貢を徴収する上で必要な事項を描かせたものと考えられる。そしてまた、この村絵図が作成された時期を考えると、この村絵図は、代官久保平三郎から中井清太夫へ、代官の交代が行われるにあたって提出された時のものと考えられる。なお平栗村に天明四年（一七八四）六月の「村明細帳」が残されていることから考えると、この村絵図の提出にあたっては、「村明細帳」も一緒に提出されたものと思われる。

江戸時代、与縄村の集落の位置は、基本的には現在と同じであったことがこの村絵図からうかがえるが、詳細にみると、多少現在と違うところもある。村絵図に描かれている「天神」や「八幡」、「御嶽」、「天正寺」などは、現在も同じ位置にある。なお、この村絵図には多くの字名が記されているが、それらの字名は、明治九年（一八七六）の地租改正で整理され、現在の土地台帳の上から消え去ってしまったものがある。だが、地元の人々の間では、絵図にみえる字名が現在もなお言伝えられている。

ところで、村絵図には、紫色で塗られた「大豆場」が描かれているが、大豆場とは、江戸時代前期には焼畑として利用されていた山のことである。そうした所も、江戸時代後期には恒常的に耕作される山畑や桑畑になったが、そうした大豆場が畑続きの山の中腹に設定されていたことがわかる。そして、集落の南側の山には、刈敷肥料にする柴を刈る柴山があり、北側の山には「持林」や「榎林」があった。「持林」とは、百姓持林のことで、個



日向の遠景



上手の遠景

々人の所持山のことである。「榎林」とは、^{いりも}火榎や埋榎、などの普請用材を切出した村持の山林のことである。

さて、この村絵図で注目されることは、他村分の土地であることを示す、彩色されていない「白地」の部分がかなり多く散在していることである。そうした他村分の土地の多くは井倉村分のものであったが、このことは、井倉村の村絵図によっても確認できる（二五 井倉村絵図参照）。そうした井倉村分の土地は、与縄村の中心部ともいえる「かぞ原」・「大ぞうり」（三日月形に黄色く塗られた所の下）、それに「鷹卸」の一部、そして朝日馬場村境の「矢さき」・「あぶの宮」などに散在している。また、朝日川の南側で、「天神」の宮と与縄村分の「柴山」の間にも、戸沢村分の柴山と井倉村分の柴山や畑があった（井倉村絵図参照）。なお、同じく朝日川の南側には、「馬場入込」の大豆場もみられる。

このように、他村分の土地が多く散在したのは、寛文検地が村切りを伴わない検地であったことによる。すなわち、与縄村の村域内にある土地でも、その土地所持者が井倉村の住人であれば、その土地は井倉村分として検地帳に登録されたことによる。

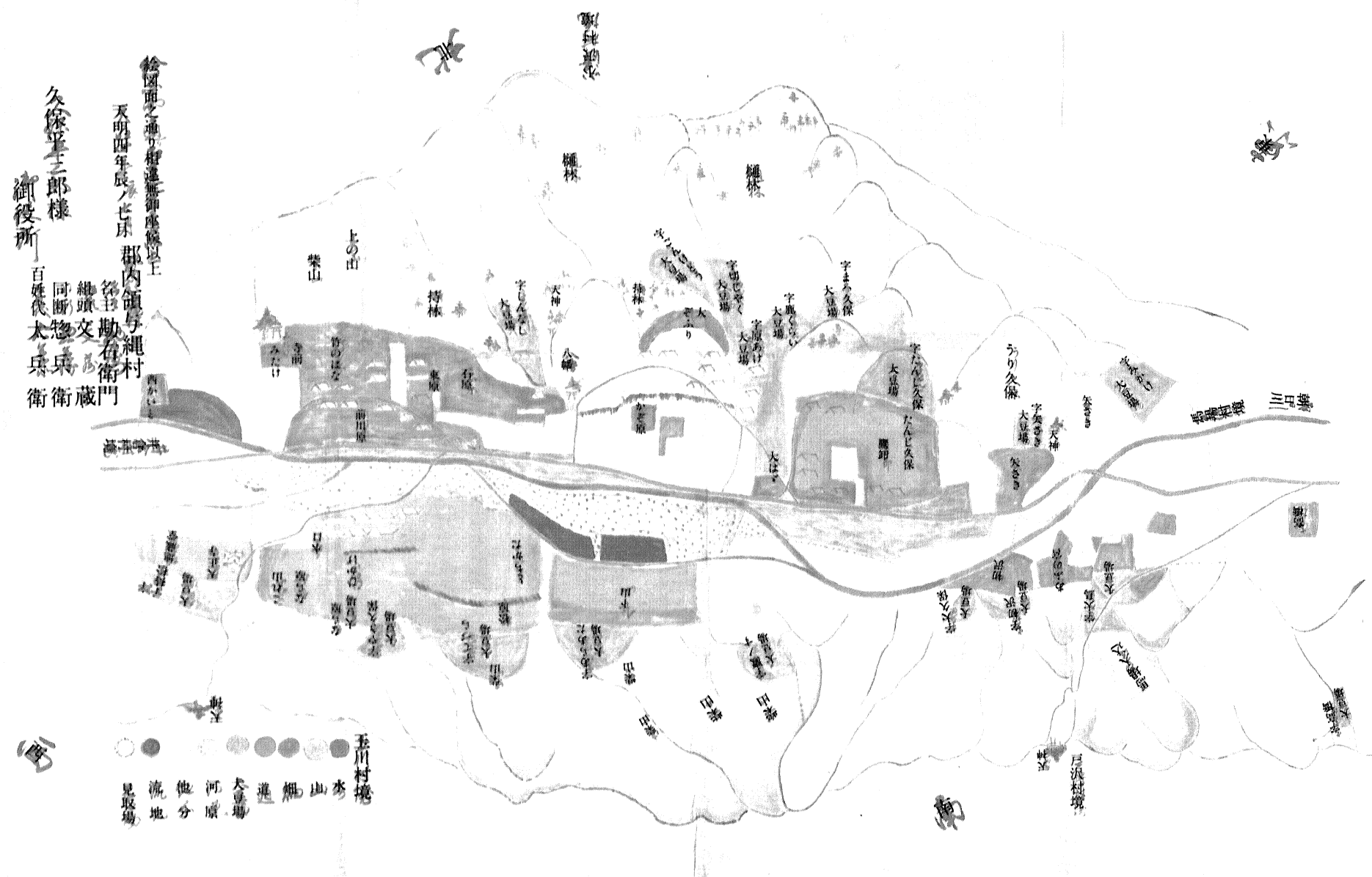
そうした他村分の土地のなかで、「大ぞうり」には六軒の家が描かれている。その「大ぞうり」について、寛文九年（一六六九）の井倉村の検地帳を検討すると、そこに四筆の屋敷地が確認できる。したがって、寛文検地の時には四軒の家があり、そしてそれ以降に二軒の家が増え、この村絵図が描かれた時期には六軒になっていたことがわかるが、その四筆の屋敷地は、分付記載形式で登録されている。分付記載とは、名請人が一人ではなく、「庄兵衛分八兵衛」というような記載形式をいうが、こうした記載形式の場合、どちらに土地の所持権があるかは、時代とともに変わるが、寛文検地の時点では、分付主である庄兵衛の方が八兵衛よりも一段と土地所持権が強かった。そのため、その土地は井倉村分の土地として登録されたのである。

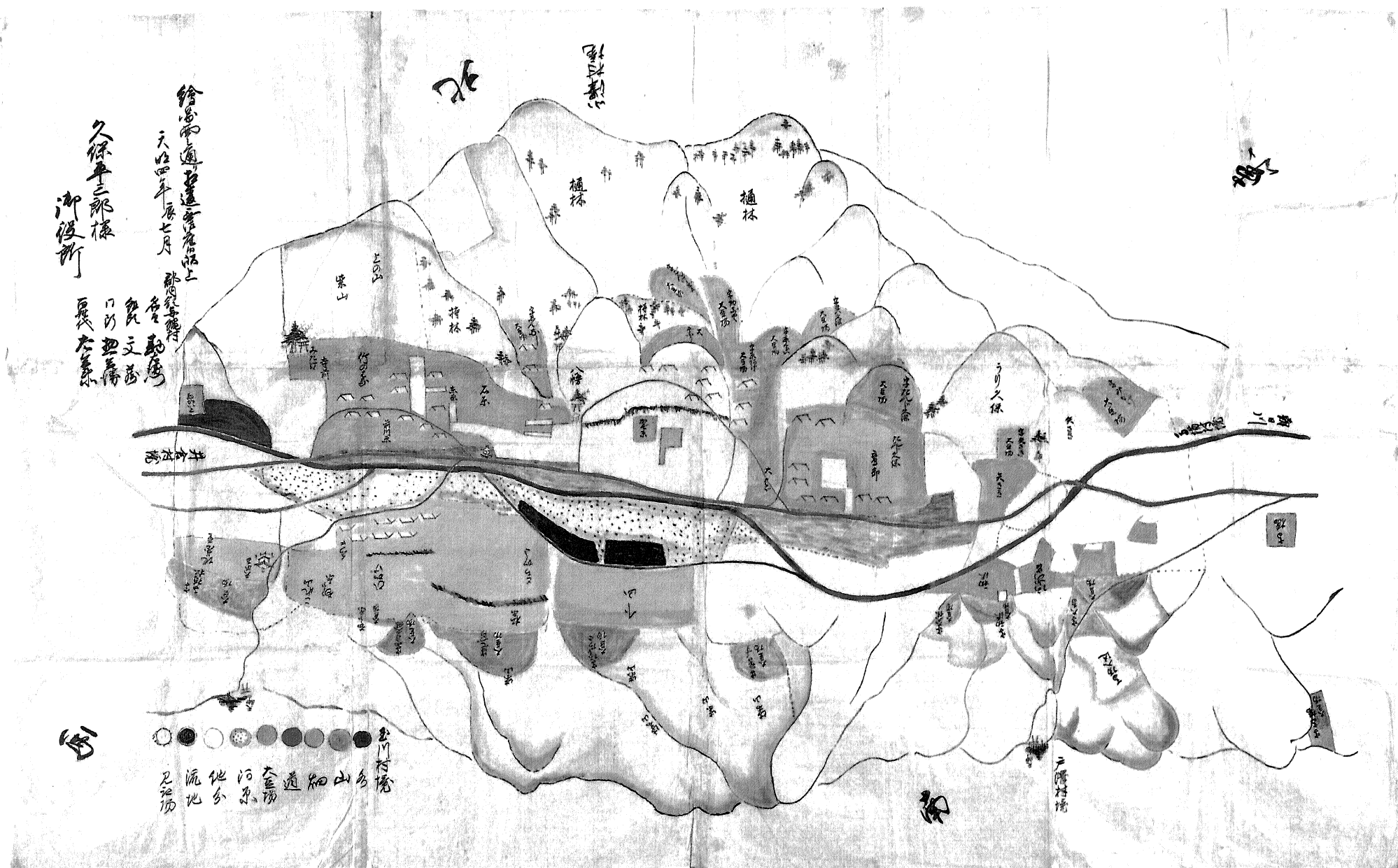
ところで、井倉村分の土地にあった六軒の家は、井倉村の構成員であったのであろうか、それとも与縄村の構成員であったのであろうか。この問題について、直接答えてくれる史料はないが、延享二年（一七四五）の井倉村絵図（九三頁）からそれを推測することができる。すなわち、その絵図を見ると、井倉村の本村部や枝郷「九喜」には家並みが描かれているが、この「大ぞうり」の所には一軒の家も描かれていない。したがってこれは、そこに住居していた六軒の家が与縄村に属していたためではなからうか。そして現在、与縄

村の「大ぞうり」で、井倉村に属していたという伝承を聞くことはできない。こうしたことから、その六軒は与縄村に属していたことが裏付けられよう。

江戸時代、与縄村にあった他村分の土地は、明治九年（一八七六）の地租改正では与縄地番でなく、明治八年に成立した盛里村の村名をとって「盛里地番」が付された。そのため現在も、与縄には「与縄地番」と「盛里地番」の土地があるが、「盛里地番」は、ここに収録した村絵図の「白地」のところがそれに当たる。

これは、先にも述べたように、江戸時代前期に実施された寛文検地のやり方にその原因があったが、それがなお、現在も地番に残っており、寛文検地の歴史が土地に刻まれていることを物語っている。





26 天明4年(1784)7月 与繩村絵図 清水純雄家蔵 665×1,074